

## **利用環境WG(第4回)議事要旨**

### 1 日 時

平成16年6月4日(金) 14時00分から16時00分

### 2 場 所

総務省1002会議室(10階)

### 3 出席者(敬称略)

#### (1) 構成員

堀部政男(座長)、新美育文(座長代理)、井崎直次、大谷和子、岡村久道、佐野真理子、田島正広、東倉洋一、守安隆、脇浜紀子

#### (2) 総務省

鈴木統括官、桜井審議官、吉崎総合政策課長、今川総合政策課課長補佐、高地総合政策課課長補佐

### 4 議 題

#### (1) 堀部座長からの発表

#### (2) 「中間とりまとめ(案)」について事務局より説明

(1)、(2)に対して、各構成員と事務局との間で以下のような議論が行なわれた。

#### 【堀部座長からの発表について】

政治資金規正法は、情報公開について閲覧規定はあっても写しの交付規定がないため、ネット上における取り扱いでは、資料を閲覧できてもダウンロードできないようコピープロテクトをかけるというような話が、紙面を賑わしていた。閲覧と謄写を分けた従来の法概念であるが、ネット上では両概念を分けることに無理があり、議論がかみ合っていないように感じる。対処方法をどのように考えるか。

政治資金規正法上の資料の写しの交付については、最高裁まで争われたが、同法に明文規定がないことから、交付できないこととされ、ネット上の取り扱いについても、「公開しても、ダウンロードできないようにする」という解釈がされている。ところが、情報公開法には写しの交付規定があることから、同法の規定に基づいた交付はできる。政治資金規正法と情報公開法のような規定ぶりをどのように整理するべきかが課題であり、解釈で対応できないものは改正するべき。

インターネットでは、ダウンロードを禁止して閲覧のみを認めることは無理である。情報公開分野を含めて、紙メディア中心の視点を変えるべきである。

「アクセス権」という時に、自己の情報をコントロールできるようアクセスできる権利と、一般的な公的情報の公開にかかるアクセス権があると思う。世間的に見たアクセス権というのは、どちらを中心に考えていくべきであろうか。

#### 【中間とりまとめ（案）ステップ1について】

ピンポイントの課題だけでなく、全体からのヒューリスティックな視点が必要なのではないか。例えば、医療の分野などでは、個々のテクノロジーが非常に進んできたが、人間とのインターフェースの面で遅れが目立つなど問題が生じてきていた。その反省からインフォームドコンセントという概念が出てきた。これを参考にするべき。

その点は事務局でも議論していたところ。ステップ1から帰納的なアプローチをということで進めてきた。しかし、佐世保の小6 女児同級生殺害事件といったものも起き、演繹的な概念整理も必要なのではということが内部でも出ている。憲章を議論する際に、全体的な視点を議論したい。

佐世保の事件もホームページへの書き込みが今回の事件の原因だとされており、現実世界でのコミュニケーション能力が失われつつあるということが根底にあるのではないか。

最近の事件の多くが、現実社会とネットワーク社会の繋ぎ目のギャップで起きている。ネットワーク社会の問題が現実社会の問題にまで波及してきている。

事務局資料には、「専門用語、カタカナ用語の氾濫」が課題として上げられているが、事務局資料自体に、難解なカタカナ語等が多用されている。分かりやすい言葉を意識して欲しい。

「新たな社会常識の確立」は、行政からの押し付けのように捉えられかねない。「新たなルールの確立」等に改めるべきである。

「常識」という語よりも「新たな社会ルール」というと、概念として広すぎるのではないだろうか。

社会常識だと、普通の生活の中の常識をイメージしてしまい、新たなコピキタスネッ

ト社会におけるものだという認識が欠けてしまう恐れがある。

法律と対比する意味での社会規範ということを書きたいのではないだろうか。この場合、ルールだと、法令という意味も持っているので、倫理に近いのではないか。

ここで言いたいことは、社会常識の押し付けではなく、課題について皆で共通認識を持つというのが趣旨ではないか。

分野6の「新たな社会規範の定着」と分野7の「情報リテラシーの浸透」の切り分けが必ずしも明確ではない。

分野7は、技術的要素から、分野6は、社会的要素からの切り口と言うことではないか。それから、先ほど、常識と規範が議論になったが、これはやはり性質が違うもののように思われる。人から注意されるときに、「常識がない」と言われることと、「規則を守っていない」と言われることとは感じ方が違うのではないかと思われる。

社会が新しいフェーズに移る時に、自分が守り、また、他人に期待してもいいことということで、常識、共通感覚、コモンセンスというものがあっても良いと思う。それをどのように平易な言葉にするのか。難しい問題ではあるが、うまく日本語にできれば良いと思う。

#### 【中間とりまとめ（案）ステップ2について】

前文に、競争力とあるが、何の競争力なのか不明である。「経済」競争力なのか、「文化的」競争力なのか。

競争力は言葉の与える印象がきついのではないか。全体の中で、これだけ違和感を得る。攻撃的な感じがする。

「サイバー社会」とあるが、これはネット上だけを指す語である。最近では、サイバー社会とリアル社会との接点が問題とされていると思われる。サイバーの問題とリアルの問題とを分けること自体が難しいのではないか。ユビキタスが両方を包含しているのであれば、ユビキタスと表現すべきなのかもしれない。

全体の憲章が、「ユビキタスネット社会における憲章」なので、「1.ユビキタスネット社会への対応」としてしまうことに関しては疑問である。

憲章の構成そのものについての話になるかもしれないが、項目によっては、役割、責任と権利が非対称のようなものがある。例えば、一般の利用者と青少年や有識者では果たすべき役割が、それぞれによって違ってくるといった視点が必要ではないか。

前文に書くにしても、注意書き的な要素もあるので、中々難しい。

3番の経済活動であるが、表す範囲が狭い気がする。経済活動+社会活動で電子化を図る、ということなら理解できるものの、その他にも、例えば医療では、電子カルテの問題や広い医療活動ができるようにすることなど、社会活動の様々なところで電子化の必要性が出てくるのではないか。

経済活動のところに、私も疑問がある。経済活動というのは、基本的に「行け行けどんどん」の世界である。「秩序ある発展」ということであるなら分かるが、ただ推進ということだけではなく、ブレーキをかけるということがむしろ必要なのではないか。

それから、「啓蒙」は「啓発」に直して頂きたい。

経済活動のところは、消費者行政的な視点が必要であると思われる。

ラディカルに言えば、経済活動は放っておいても、進む。健全な経済活動の推進という話なら分かるが、それを推進するというのは良く分からない。むしろ諸々の活動の電子化ということではないか。

「情報内容の多様性」に係る次の項目ということで、3番で「情報サービスの充実」という意味で「経済活動の電子化」を一つ柱として立てるといった趣旨では。

ルールが、マナーと規則の二つの意味で使われていると見受けられる。国、役所がマナーを提言するときには、マナーを押し付けるような響きが出てしまわないよう、慎重な表現が必要だと思う。

#### 【中間とりまとめ（案）ステップ3について】

課題に関する点数付けは危険。作業過程での点数付けは良いが、これが一人歩きすると怖い。最終アウトプットは、あくまで定性的に行なうべきである。

定量化して分析することは客観性の点から評価されるが、最終的には責任を持って評

価するということが必要であると考え。

フィードバック、トレースバックが必要であると思われる。

【その他】

最後に気づいたので言っておきたいが、P 1の「田舎」という表現は、「地域」「地方」等の他の語で置き換えるべき。

市場原理の働かない不採算地域の代表例として、「田舎」と表現したが、「地方」に修正する。